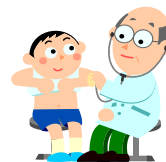


社会保険とは…

広い意味で社会保険には、健康保険・厚生年金保険・国民健康保険・国民年金・雇用保険等が含まれますが、ここでは狭い意味の社会保険として、医療保険である健康保険と年金保険である厚生年金保険を総称して社会保険ということにします。

1. 健康保険とは…



被保険者(加入者)が業務外で事故に遭い、疾病、負傷、死亡してしまったときや出産に関して必要な保険給付を行う「医療保険」です。

また、被保険者の一定の被扶養者に関しても同様な給付があります。

① どんな会社が加入対象なの？

法人の事業所は、事業の種類を問わず、1人でも従業員がいれば強制適用(強制的に加入)になります。この場合、社長や取締役も会社(法人)に使用されている人はすべて加入することになります。

② どんな社員が適用なの？

強制適用事業所に使用される常勤の人は、すべて被保険者になります。

パートタイマー等は、正社員の1日または1週間の所定労働時間の3/4以上、かつ、1カ月の所定労働日数の3/4以上ならば、健康保険に加入させる必要があります。

③ どんな補償なの？

被保険者とその家族(被扶養者)の病気・ケガ・出産・死亡に関して保険給付を行います。

- ・病院等で保険証を提示し診てもらくと、一部負担金(3割)を除いた部分
- ・在宅で療養する必要がある末期ガン患者等への訪問看護療養費(7割)
- ・一定以上の自己負担額を支払った場合、基準額を超えた部分(高額療養費)
- ・産前産後休暇中(産前42日間、産後56日間)、給与が支給されない場合に一定割合ほか

④ 保険料はいくら…？

事業主と被保険者が、原則として折半負担します。

被保険者が受ける報酬(給与等)の月額を、区切りのよい幅で区分した「標準報酬月額」にあてはめ、保険料率(政管健保:82/1,000)を乗じた額になります。(賞与についても、同率の保険料がかかります。)

(例) 標準報酬月額30万円の労働者(40歳未満)

$30万円 \times 82 / 1,000 = 24,600円$ ⇒ 事業主12,300円/月、被保険者12,300円/月

上記のほか、40歳以上は、介護保険料(政管健保:12.3/1,000)も同様な計算により労使で折半負担になります。

※なお、お問合せいただければ詳細をご案内いたします。





2. 厚生年金保険とは…

厚生年金保険は、被保険者の老後の生活保障を目的とした「**老齢年金の給付**」が中心ですが、併せて病気やケガによる「**障害年金**」、被保険者が死亡したとき等に支給される「**遺族年金**」の給付も行うことによって、被保険者と家族の生活の安定を保障することを目的としています。

① どんな会社が加入対象なの？

健康保険とほぼ同様に、**法人の事業所は、事業の種類を問わず、1人でも従業員がいれば強制適用(強制的に加入)になります。**この場合、社長や取締役も会社(法人)に使用されている人はすべて加入することになります。

② どんな社員が適用なの？

健康保険とほぼ同様に、**強制適用事業所に使用される常勤の人(70歳未満)は、すべて被保険者になります。**

パートタイマー等は、正社員の1日または1週間の所定労働時間の3/4以上、かつ、1カ月の所定労働日数の3/4以上ならば、厚生年金保険に加入させる必要があります。

③ どんな補償なの？

原則として、**国民年金の基礎年金に上乗せする形(2階建ての年金)で報酬の高低に比例した年金が支給されます。**

・老齢厚生年金

国民年金の老齢基礎年金を受ける資格を得た場合には、厚生年金保険料を支払った期間と額から計算された年金が、老齢基礎年金と一緒に原則65歳から支給されます。

・障害厚生年金

病気やケガで一定の障害になってしまったときに年金として支給されます。障害の程度で障害基礎年金に上乗せになります。

・遺族厚生年金

一定の条件で死亡したときに、一定の遺族に支給されます。遺族が、子のある妻または一定の子の場合は、遺族基礎年金に上乗せになります。

④ 保険料はいくら…？



健康保険とほぼ同様に、**事業主と被保険者が、原則として折半負担します。**

被保険者が受ける報酬(給与等)の月額を、区切りのよい幅で区分した「標準報酬月額」にあてはめ、保険料率(149.96/1,000)を乗じた額になります。(賞与についても、同率の保険料がかかります。) ※保険料率は、毎年9月に改定されます。

(例) 標準報酬月額30万円の労働者

30万円 × 149.96/1,000 = 44,988円 ⇒ 事業主22,494円/月、被保険者22,494円/月

上記のほか、事業主のみ、児童手当拠出金(1.3/1,000)を負担することになります。

※なお、お問合せいただければ詳細をご案内いたします。

